

「代理権消滅届出書（参加人用）」の記載要領

- 1 この「代理権消滅届出書（参加人用）」は、通則法第109条第3項《参加人》に規定する参加人が、同項で準用する同法第107条第1項《代理人》に規定する代理人を選任していた場合で、その代理人の代理権限が消滅したときに使用します。
- 2 「2 再調査の請求に係る処分」欄の「____年__月__日付の（で）_____処分」の下線部分には、再調査の請求の対象とした処分の内容を、例えば次の下線部分のように記載してください。
 - （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分、（元号）×年分及び（元号）×年分所得税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）自（元号）×年×月×日及び自（元号）×年×月×日事業年度分至（元号）×年×月×日法人税の重加算税の各賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）自（元号）×年×月×日課税期間分消費税及び地方消費税の決定至（元号）×年×月×日処分並びに無申告加算税の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）源泉徴収に係る所得税××円の納税告知処分及び不納付加算税××円の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）所得税の青色申告の承認の取消処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）酒税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）×××についてされた××差押処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）×××のための国税徴収法第××条による第二次納税義務告知処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分××税の納税の猶予不許可処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）相続税延納申請却下処分